

## 平成24・25年度入札参加資格審査申請受付基準

平成24・25年度入札参加資格審査申請の受付にあたり、下記のとおり基準を定める。  
下記条件の全てを満たすことを必要とする。

### [建設工事]

1. 登録しようとする企業が現に企業活動をしていること。  
※営業所に委任する場合、その営業所が現に企業活動をしていること。
2. 法人については、法人税・消費税・都道府県税・町税（法人町民税については、申告納付されていること。）について、滞納がないこと。  
個人については、所得税・消費税・都道府県税・町税について、滞納がないこと。
3. 建設業の許可を受けていること。  
※営業所に委任する場合は、その営業所が建設業法上の営業所であり、かつ、入札参加を希望する業種すべてについて許可を受けていること。
4. 適正な技術者を有すること。
5. 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者でないこと。

### [測量・建設コンサルタント等]

1. 登録しようとする企業が現に企業活動をしていること。  
※営業所に委任する場合、その営業所が現に企業活動をしていること。
2. 法人については、法人税・消費税・県税・町税（法人町民税については、申告納付されていること。）について、滞納がないこと。  
個人については、所得税・消費税・県税・町税について、滞納がないこと。
2. 建設業法に基づく登録許可を受けていること。  
※営業所に委託する場合は、その営業所が各登録規定等に基づく登録営業所であること。
4. 適正な技術者を有すること。
5. 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者でないこと。

### [物品製造等・委託業務]

1. 登録しようとする企業が現に企業活動をしていること。営業所に委任する場合、その営業所が現に企業活動をしていること。
2. 法人については、法人税・消費税・県税・町税（法人町民税については、申告納付されていること。）について、滞納がないこと。  
個人については、所得税・消費税・県税・町税について、滞納がないこと。
3. 業法に基づき必要な資格を有すること。（資格を必要としない業種はこの限りでない。）
4. 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者でないこと。